

# 山口県報

平成28年  
6月28日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則の一部を改正する規則 (市町課)……………  
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (市町課)……………  
○選管告示  
山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正……………



知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十三号

知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則の一部を改正する規則

知事以外の執行機関への本人確認情報の送信の方法を定める規則 (平成二十一年山口県規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名中「知事以外」を「市町の執行機関及び知事以外の県」に改める。

本則中「平成十九年山口県条例第二号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第四条」を「第三条」に改め、「平成十四年総務省告示第三百三十四号」の下に「。

以下「告示」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(市町の執行機関への本人確認情報の送信の方法)」を付し、同条の次に次の一条を加える。  
(知事以外の県の執行機関への本人確認情報の送信の方法)  
第二条 条例第六条の規定による本人確認情報の送信は、告示に規定する技術的基準の例により行うものとする。

附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第五十四号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項を削り、同条第五項中「別表第三十五号ホ」を「別表第三十五号ニ」に改め、第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

八 旅券法 (昭和二十六年法律第二百六十七号) に基づく同法第三条第一項の規定による申請、同法第八条第一項 (同法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。) の規定による交付、同法第八条第三項の規定による交付、同法第十二条第一項の規定による申請及び同法第十七条第一項の規定による届出に関する事務

附則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第七十七号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

別記第四号様式（その一）の注4中「15,300円」を「15,800円」に改める。

別記第五号様式の注4中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

別記第五号様式の注4中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

別記第六号様式（その一）の別紙の注1中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式（その三）の別紙の注2中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「557,115円」を「573,030円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に改める。

附 則

この規程は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第三十七号）の施行の日から施行する。